

# ものづくり・商業・サービス革新補助金交付規程

制定：平成27年2月13日  
山形県地域事務局

## （通 則）

第1条 ものづくり・商業・サービス革新補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、経済産業大臣が定めるものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱（平成25年2月28日20130227財中第8号。以下「要綱」という。）、中小企業庁長官が定めるものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実施要領（平成25年2月28日20130227財中第10号。以下「要領」という。）、全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）が定めるものづくり・商業・サービス革新補助金取扱要綱及びこの規程で定めるところによる。

## （定 義）

第2条 この補助金において「補助事業者」とは、ものづくり・商業・サービス革新補助金交付規程第6条第2項に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者をいう。

2 この補助金において、「山形県地域事務局」とは、要綱第2条の目的の達成を図るために、要綱に基づき造成された基金を管理する基金設置法人の委託により要領第4の事務を行う団体をいう。

## （交付の目的）

第3条 中小企業者が実施するサービス・試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助する事業に対する補助金の交付等の事業を行うことにより、中小企業・中小企業による共同体の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的とする。

## （交付の対象及び補助率）

第4条 山形県地域事務局は、中小企業者が行う補助事業に要する経費であって、別紙1に掲げる経費のうち、補助金交付の対象として山形県地域事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

ただし、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者に対しては、本補助金は交付しない。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の3分の2以内とする。

## （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に山形県地域事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、山形県地域事務局に提出しなければならない。

## （交付決定の通知）

第6条 山形県地域事務局は、補助金の交付の決定に当たっては、補助金上限額を、「革新的サービス」一般型1,000万円、「革新的サービス」コンパクト型700万円、「ものづくり技術」1,000万円、「共同設備投資」5,000万円（500万円/社）とし、補助金下限額を100万円とする。

- 2 山形県地域事務局は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 3 前条第1項の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 山形県地域事務局は、第2項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって山形県地域事務局に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

- 第8条 補助事業者は、補助事業に要する（要した）経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、山形県地域事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認）

- 第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を山形県地域事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減（人件費への流用を除く。）を除く。
  - （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - （3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - （4）補助事業の全部もしくは一部を他に承継させようとするとき。
- 2 山形県地域事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（債権譲渡の禁止）

第10条 補助事業者は、第6条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を山形県地域事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融

機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 山形県地域事務局が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が山形県地域事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、山形県地域事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が山形県地域事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
  - (1) 山形県地域事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 山形県地域事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、山形県地域事務局が行う弁済の効力は、山形県地域事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

#### （事故等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第4による事故等報告書を山形県地域事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、山形県地域事務局の要求があったときは速やかに様式第5による遂行状況報告書を山形県地域事務局に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は別途公募要領に定める事業完了期限から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を山形県地域事務局に提出しなければならない。

2 山形県地域事務局は、補助事業者が、やむを得ない理由により第1項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第14条 山形県地域事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により当該補助事業者に通知する。

- 2 山形県地域事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第9による請求書を山形県地域事務局に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

第16条 山形県地域事務局は、第9条第1項の補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく山形県地域事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が申請内容の虚偽、同一内容の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合  
なお、重複受給がある場合には、執行機関同士でも申請書類を共有するものとする。

- (6) 補助事業者が、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 山形県地域事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 山形県地域事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める補助事業実績報告書に様式第7による取得財産等管理台帳を添付し、処分制限期間中は管理しなければならない。
- 3 山形県地域事務局は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、

交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。) することにより収入があり、又はあ  
ると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を山形県地域事務局の指定する口座に納付さ  
せることができるものとする。

#### (財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円  
(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する  
省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び経済産業大臣が定める期間とする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処  
分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を山形県地域事務局に提出し、その承  
認を受けなければならない。
  - 4 前項の処分において、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために  
取得財産(機械・設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)す  
る場合は、様式第12による申請書を山形県地域事務局に提出し、その承認を受ければ、補助事業  
者は転用に係る前条第3項の納付が免除される。
  - 5 前条第3項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

#### (無償譲渡等の条件)

- 第19条 試作開発の成果を本事業の期間内及び目的内で無償譲渡、無償貸与又は無償供与する場合  
あって、当該成果が前条第1項の処分を制限する財産に該当する場合は、当該成果ごとに、様式第  
11による当該成果の譲渡等を受ける者からの成果受領書の写し及び当該成果の存在を証する資料  
を第17条第2項に定める取得財産等管理台帳に添付するものとする。

#### (事業化状況等報告)

- 第20条 補助事業者は、平成29年4月1日以降、90日以内を初回として、以降4年間(合計5  
回)直近1年間の事業化状況等について、様式第13による報告書を山形県地域事務局に報告しな  
なければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後  
3年間保存しなければならない。

#### (知的財産権等に関する届出)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業年度終了後5年間は特許  
権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「知的財産権等」という。)を出願若しくは取得した  
場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、平成29年4月1日以降、当該知的  
財産権等の取得状況について、様式第13による報告書を山形県地域事務局に提出しなければならない。

#### (収益納付)

- 第22条 山形県地域事務局は、事業化等状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果  
の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与  
による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当す  
る金額を山形県地域事務局に納付させることができるものとする。

(成果の発表)

第23条 山形県地域事務局及び経済産業大臣は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(秘密の保持)

第24条 山形県地域事務局は、中小企業者が本規程に従って山形県地域事務局に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

(監査)

第25条 山形県地域事務局は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めるときは、指名する職員等に補助事業者の監査を行わせることができる。この場合において、補助事業者は協力しなければならない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第26条 山形県地域事務局は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 補助事業者は、別紙2に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第28条 山形県地域事務局は、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

## 別紙 1

補助対象経費の区分	補助率	補助上限額	補助下限額
機械装置費 原材料費 直接人件費 技術導入費 外注加工費 委託費 知的財産権等関連経費 運搬費 専門家経費 雑役務費 クラウド利用費	補助対象経費の 3分の2以内	【革新的サービス】 一般型 1,000万円 コンパクト型 700万円  【ものづくり技術】 1,000万円  【共同設備投資】 5,000万円 (500万円/社)	100万円

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。